

令和3年度第8回教職員分限懲戒部会 議事要旨

1 日時

令和3年8月27日 11時00分～12時00分（持ち回り）

令和3年8月27日 13時30分～14時30分（持ち回り）

令和3年8月27日 16時00分～17時00分（持ち回り）

2 場所

大阪市教育委員会事務局会議室及びWEB

3 出席者

峯部会長、井川委員、春木委員

（事務局：教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当）

草川教職員服務・監察担当課長代理、吉本担当係長、鶴田担当係長

4 議題

第15回教育委員会会議付議予定の懲戒処分等に関する処分の要否及び行政措置等に関する措置の要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

- ・教職員による信用失墜事案
- ・教職員による兼職兼業違反事案
- ・教職員による体罰報告懈怠事案
- ・教職員による性的言動事案
- ・教職員による児童ポルノ製造事案
- ・教職員による体罰事案
- ・教職員による暴言等事案

6 議事結果

以上の事案にかかる処分案について、意見を述べた。

聴取した意見を参考に処分を決定する。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

電話：06-6208-9059

ファックス：06-6202-7053

メールアドレス：ua0003@city.osaka.lg.jp